

## 2006年の海上の労働に関する条約特別条項

第1条 組合は、保険契約規定第19条に関し、本特別条項に基づき、2006年の海上の労働に関する条約（MLC条約）又はこれに基づく締約国における国内法令の下で組合員が負う次の責任及び費用について、組合員を代理して支払う。

- (1) MLC条約第2.5規則 A2.5基準並びにB2.5指針の規定に基づく船員の未払い賃金及び付帯費用を含む船員の送還費用
- (2) MLC条約第4.2規則 A4.2.1基準並びにB4.2指針の規定に基づく船員の死亡又は長期後遺障害補償

第2条 組合員は、以下の場合、全額を組合に弁済する責任を負う。

- (1) 組合が本特別条項第1条第1号に従って支払った場合。ただし、保険契約規定第19条第1項第6号イに規定する費用を除く。
- (2) 組合が本特別条項第1条第2号に従って支払った場合。ただし、保険契約規定第19条第1項第1号に規定する責任及び費用を除く。

第3条 社会保障、他の保険、その他同様の手配、もしくは他の利害関係者から回収できる場合には、本特別条項第1条第1号又は第2号に関する当組合の支払は、それらから回収できる金額を控除したものを限度とする。

第4条 組合は、組合員（その使用人、代理人を含む。）の寄与過失の有無にかかわらず、次に掲げる事由が、直接又は間接を問わず起因し、又は寄与したことによって本特別条項第1条第1号又は第2号に規定する責任及び費用が生じた場合、それらを支払わない。

- (1) いかなる化学兵器、生物兵器、生化学兵器若しくは電磁兵器
- (2) 危害を加える手段としてのコンピュータ、コンピュータ・システム、コンピュータ・ソフトウェア・プログラム、コンピュータ・ウィルス若しくは処理又はその他電磁的システムの使用又は操作

第5条 組合は、本特別条項における戦争危険に関する支払いを30日前の通知を以って終了することができる（組合が通知を発した日の24時（グリニッジ標準時）から30日が経過した時点でその効力が生じる）。

上記に規定する通知の有無にかかわらず、次の場合には本特別条項による支払いは自動的に終了し、それらから発生した責任及び費用は支払わない。

- (1) 連合王国、アメリカ合衆国、フランス共和国、ロシア連邦、中華人民共和国のうちいずれかの国の間で戦争が勃発（宣戦布告の有無を問わない）した場合
- (2) 加入船舶が徴用された場合

第 6 条 本特別条項については、保険契約規定第 11 条第 3 項第 3 号、保険契約規定第 35 条第 1 項第 3 号及び保険契約規定第 36 条第 9 号の規定を適用する。

第 7 条 本特別条項第 5 条に規定する場合を除き、組合が船籍国当局に対して、MLC 条約第 2.5 規則 A2.5.2.11 基準又は第 4.2 規則 A4.2.1.12 基準に従って保険契約の解約又は解除の通知を行った日から 30 日後に、本特別条項に基づくカバーは終了する。

第 8 条 本特別条項に関し、組合と組合員との間に紛争が生じたときは、社団法人日本海運集会所の仲裁に付し、その仲裁判断をもって最終決定とする。ただし、当事者の合意がある場合は、ロンドン海事仲裁人協会登録の海事仲裁人による仲裁に付すことができる。

第 9 条 本特別条項のてん補において、

「組合員」は組合加入に際し保険料その他の支払義務を負う被保険者を指す。

「船員」は MLC 条約において定義されているものと同義とする。

「戦争危険」は保険規定第 35 条第 1 項第 2 号に規定されているものと同義とする。